

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第13回）開催結果概要

1 日 時

平成20年12月18日（木）14:00～16:00

2 場 所

PCB処理情報センター（室蘭市御崎町1丁目9番地）

3 出席者

監視円卓会議委員、登別市、日本環境安全事業株式会社
事務局（北海道、室蘭市）

傍聴者：9名 報道：2社（北海道新聞社、室蘭民報社）

4 内 容

(1) 第12回監視円卓会議議事録について

(2) 先行事業地視察報告

(3) 北海道事業の進捗状況等について

(4) その他

5 議事概要

(1) 第12回監視円卓会議議事録について

監視円卓会議として承認。

(2) 先行事業地視察報告について（資料5）

平成20年10月27日に実施した豊田PCB廃棄物処理事業の視察について、参加者から報告。視察した委員からの意見等に対し、道及びJESCOから回答した後、意見交換等を行った。

〈視察した委員からの意見に対する回答〉

ア 監視円卓会議のあり方等について

①北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議について

・ 委員の構成については、前身である「室蘭市PCB処理事業監視委員会」を基にしている。【道】

・ 会議の内容については、円卓だよりを作成し、町内会による回覧やサービスセンターでの据置、HPへの掲載など広く公表している。【道】

・ 委員の方からの要望・意見は随時受け付け対応してまいりたい。【道】

②豊田市PCB処理安全監視委員会について

・ 北海道の円卓会議のような委員会は全事業にあるが、委員の構成は各自治体の判断による。豊田事業所の周辺は住宅が多く、周辺自治会の代表者が多くなっていると聞いている。なお、東京事業だけはJESCOが事務局となっている。

【JESCO】

・ 10月27日開催の委員会は、豊田市域の処理終了時の事業総括（中間報告）を行ったことから、資料が大冊となった。【JESCO】

③他事業の監視委員との交流について

・ 平成18年度は実施できたが、昨年度と今年度は、相手方の都合により実施できなかった。

・ 先日北九州市と面談する機会があり、北海道事業の視察と委員の交流を依頼した。他事業にも機会を捉え働きかけていきたい。【道】

イ 立入検査について

・ 廃棄物処理法に基づく立入権限は道・政令指定都市や中核市など法に基づく政令市に与えられており、室蘭市ではなく道に権限がある。

室蘭市・道はJESCOとの間で3者協定を結んでおり、協定に基づく立入検査を、市と道の協同で行っている。また、協定では円卓会議による立入もできるようになっている。【道】

- ・ 豊田市が平成20年6月～10月に15回立入検査を実施していることについては、豊田事業が平成17年9月の操業開始以降、同年11月のPCB漏洩事故や平成19年2月の設備不具合による運転停止など事故等が相次いだことから、重点的に調査・監視を行っているとしている。

道では、平成20年5月の操業開始後、6回の立入検査（協定に基づく立入を含む）を行っており、フェリーによる搬入時にも調査を1回実施している。

【道】

ウ 処理施設への搬入について

- ・ PCB廃棄物の搬入については、JESCOの受入条件を満たすことが安全・安心の確保につながる。個人で持ち込まざるを得ないなどの状況にあれば、市とも相談してJESCOに協議を行う。【道】
- ・ 事業所の倒産などにより処理を急ぐ場合は、PCB特別措置法上の権限を持つ自治体に要望していただき、その自治体からの要請によりJESCOで処理を行うこととなる（事例あり）。【JESCO】
- ・ 道及び15県で構成する広域協議会においては、「緊急処理が必要な場合は協議調整の上、搬入期間外の地域のPCB廃棄物であっても処理できる」ことになっており、協議会から要請があればJESCOで対応する。【JESCO】

エ 廃棄物の処理について

- ・ 視察時にJESCO豊田事業所が説明した「NaClの海中投棄」という表現は、誤解を招くので補正する。豊田事業では処理残渣を焼却処理した後、最終的に残る塩分を含む水を排水処理装置を経由し、海に放流している。
 - ・ 北海道事業では、NaClは廃アルカリに溶け込んでおり、この廃アルカリをロータリーキルンで焼却し、残渣はセメント原料になっている。また、残渣はコンクリートの塩害の原因にならないよう塩分の濃度調整を行っているとしている。
- いずれも産業廃棄物として適正に処理しているものである。【JESCO】

オ 未届のPCB廃棄物について

- ・ 保管事業者等に対するPCB処理のPRについては、今後とも機会を捉えて行っていく。【道】

カ その他

- ・ 処理状況の公開について、JESCOでは、毎年「環境報告書」を作成し、環境保全や労働安全衛生等の取組、各事業所の処理状況等を公表している。この冊子はPCB処理情報センターにも備え付けている。【JESCO】

Q. (委員)

資料5のP18、西原委員からの報告に、「保管困窮者に関して北海道のような広域処理へ不安等についての意見が出された」とあるが、具体的な発言内容を知りたい。

A. (委員)

愛知県で保管困窮者が30名程度いるとのことであり、北海道のような広域の場合にはさらに大変なことになるのでは、という一般論的な発言だった。

Q. (委員)

資料5のP6、豊田の操業状況について「・・・現施設では処理が困難なPCB廃棄物や・・・」とあるが具体的にどのようなものか、北海道にもあるのか。

A. (JESCO)

現在は、処理に当たってなるべく問題のないものを入れたいということ。漏れや

滲みがあるものなどは、技術の向上が図れるまでしばらく処理をしない方針である。いずれ受入れるが、時期を明言できる段階にはない。

Q. (委員)

保管していたはずのPCB廃棄物がいつの間にか無くなっていたとか、勝手に焼却したなど、保管責任者として不適格な者もいる。保管状況についてきちんと調べる必要があると考える。愛知県では保管困窮者が30名程度となっているが、北海道の状況はどうか。

A. (道)

道及び15県で構成する広域協議会では、保管困窮者という定義はしていない。また保管に特に困っている事業者の把握は行っていない。

広域協議会ではブロック別のPCB廃棄物の搬入期間を決めており、各ブロックでは期間内の搬入順番(例:地区別、台数別、緊急度別等)を決めるものである。

なお、処理実施計画では、緊急に処理が必要なものは搬入期間外であっても処理できるように定めている。

Q. (委員)

保管困窮者に対する対応が必要と考える。また所在不明分について、どのように把握するのか。国の責任で調査すべきである。

A. (環境省)

法律上は全ての廃棄物について、保管事業者が責任を持って処理することになる。処理に当たっては、基金による助成の活用もできる。また、倒産などにより保管ができなくなった場合などは、緊急処理を行うか、事業を引継ぐなどの対応が考えられるので、都道府県に相談してもらうことになる。

PCB特措法では、保管事業者には届出義務があり、届出状況により行政として把握する。届出内容については、絶縁油処理協会に対する届出や電気事業法に基づく届出と照合するなど、都道府県等と連携し、引き続き把握していきたい。

(3) 北海道事業の進捗状況等について【JESCO】

①国内の処理状況について報告。(資料2)

- ・ 北九州事業では、10月から2期施設の試運転を実施。現在1期施設とのつなぎこみのため、運転停止中。1期施設の運転再開は3~4月頃、2期施設の操業開始は、4~5月頃になると考えている。
- ・ プラズマ熔融炉の試運転については、年明けからPCBを含まない廃棄物で行い、2月からPCBを含む廃棄物で行う予定。

②北海道事業の進捗状況、稼働状況について報告。(資料3-1、2)

- ・ 現在稼働率は35%程度

Q. (委員)

処理能力の考え方を確認したい。PCBの量で考えれば稼働率は1/6程度になるのではないかと。

A. (JESCO)

PCBの量で見るとそうなるが、トランス・コンデンサの台数で計算すると11月は35%、12月40%となる。油の量が想定より少なかった。

Q. (委員長)

液処理よりも解体など前処理に時間をとられるとの理解でよいか。

A. (JESCO)

そのとおりである。

Q. (委員)

漏れ・しみのあるものは当面処理を行わないとのことだが、どの程度あるのか。

A. (JESCO)

早期登録で自己申告されているもので、概算で1割未満(数%程度)。

Q. (委員)

そういうものから処理すべきではないか。また、いつから行うか計画で示すべき。

A. (JESCO)

処理に当たっては、洗浄・解体を行うが、漏れ・しみのあるものは、予備洗浄中に外部に出る可能性がある。作業員の健康管理の面から、現在は困難である。

また、いつから処理を行うと言える段階ではない。

Q. (委員)

PCBがどれだけあって、どれだけ処理されているかという処理の進捗が、一目で分かるような資料を公表すべきである。

A. (JESCO)

全体から見た処理の進捗状況については、先行している北九州事業では公表をはじめており、北海道事業でも今後検討していきたい。

Q. (委員)

廃棄物の処理契約について、豊田事業所が2社であるのに対し、北海道では1社だが、適当か。

A. (JESCO)

北海道事業では複数の廃棄物処理業者を相手に入札を行い、契約は1社のみとした。

Q. (委員)

払出物の状況について、廃アルカリや廃TCBの8月分が0であるほか、月によりばらつきがみられるので、理由を知りたい。

A. (JESCO)

月ごとの変動については、要因を確認し次回報告する。

③平成20年度定期点検の結果について報告(資料3-3)

- ・ 定期点検の結果、今後の操業に影響を及ぼすような結果はなかった。
- ・ 一部作業性の改善や不具合の補修、バルブの型式の変更などを行った。
- ・ 小型トランス解体ラインの穴あけドリルの長さの変更及びコンデンサ取込装置のつめの長さの変更について、11月20日に胆振支庁に軽微変更の届出を行った。

④フェリー航路を利用したPCB廃棄物の海上輸送について報告。(資料3-4)

Q. (委員)

11月30日に青森～室蘭のフェリーが廃止となった。今後、他の船の利用など、どのようにしていくのか。

A. (JESCO)

今後については、他の船会社がどのように判断するかということになるが、今のところ、特段の情報は得ていない。

広域運搬については、現状、JR貨物のみとなる。

O. (委員)

今後、受入の量が増えていくが、これから考えるというようなことでよいのか。

早急に解決していただきたい。国、JESCOがどうするのか考えてもらいたい。

Q. (委員)

フェリーが20時に室蘭に到着し、港で1泊して翌朝JESCOで受入れしたとのことだが、施設へ直行させないのは何故か。

A. (JESCO)

現状の受入体制は1日5回。20時室蘭着の場合、夜間の暗い中、残業して積み下ろしを行うこととなるので、安全性を考慮して日中のみとしている。今後、実績を積んだ上で、受入時間の延長についても考えたい。

⑤トラブル事象等について報告。(資料4-1)

Q. (委員)

9月のバルブからの溶剤漏れは、PCB漏れの可能性があったのか知りたい。

また、事故報告については、PCBが入る可能性があったのかなど、安全度や危険度など分かるように区分して公表してほしい。

A. (JESCO)

本件は区分Ⅳであったが、仮にPCBが入っていて、設備の停止を伴うものであったならば、区分Ⅲに相当するケースであった。

また、報告文書の体裁については、検討したい。

O. (委員)

想定外で事故は起きるものである。効率を優先して無理をすることが無いようにしルールの徹底、倫理教育をしっかりとしてほしい。

⑥総合防災訓練の実施結果について報告(資料4-2)

(4) その他【道】

①平成20年度の環境モニタリング測定結果について、直近までの調査において、全て環境基準値等以下であることを報告(資料6)

②平成21年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画(案)について、報告(資料7)

Q. (委員長)

計画において、平成21年度は処理能力に対してどれくらいの量になっているか。

A. (道)

処理能力の7割程度と見込んでいる。

Q. (委員)

平成20年度処理重点地域(胆振、日高等)の分は、平成21年度以後受け入れないのか。

A. (道)

未処理分については、調整のうえ随時受入を行う。

Q. (委員)

増設工事はどうなっているのか。北九州事業で1期と2期の連動という話があったが、北海道でも同じではないのか。

Q. (委員)

新聞報道で、増設に関しJESCOから議会へ申入れしたという話があった。経緯と市との関係について、どのようになっているのか知りたい。

A. (JESCO)

- 増設工事に関しては、落札業者が市の受入条件と合致しないと言われている。安全性の確認や事業推進体制を十分検討することで、受入条件の趣旨に添えるのではないかと協議をしてきたが、市としては、地元の技術との一体性などについて条件を満たさないとしており、現状ではなかなか進められない状況にある。
- 本日（12月18日）室蘭市長が環境省へ相談に行っており、今後、何らかの展開があると考えられる。
- 市議会関係については、議長と各党派会長に説明を行った。議会に何かしてほしいということではなく、JESCOから直接話を聞きたいというご意見もあったことから、説明を行ったものであり、種々のご意見、ご示唆等もいただいた。
- 北九州事業はトランス・コンデンサの処理を1期、2期一体となって進めるが、北海道事業は、現施設と増設分はそれぞれ独立性があると考えている。